

建材・住宅設備メーカーのためのクリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)運用ガイド (改定版)

平成29年9月8日制定
2024(令和6)年12月13日改定
(一社)日本建材・住宅設備産業協会
(一社)リビングアメニティ協会

クリーンウッド法において、(一社)日本建材・住宅設備産業協会または(一社)リビングアメニティ協会会員で木材等を扱う企業は第2種木材関連事業者に該当します。本運用ガイドは、会員の第2種木材関連事業者が、他の第2種木材関連事業者に対して「木材等」である建材・住宅設備を譲渡す際に、木材等の合法性に関する情報提供について運用方法を示したものです。

クリーンウッド法は、法令に適合して伐採された木材や木材製品(合法伐採木材等)の流通及び利用を促進する目的として、2016年に制定された法律です。また、2023年5月に改正クリーンウッド法が公布され、2025年4月より施行されます。第2種木材関連事業者は下の資料を参照し、合法性確認木材等の流通促進の努力義務を順守してください。

クリーンウッド法に関して順守すべき内容

- クリーンウッド法に関する情報提供ホームページ「クリーンウッド・ナビ」(林野庁)
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/>
 - ・クリーンウッド法に関する運用説明資料、Q&A、手引き、パンフレット、用語解説
- 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/gouhoumokusai.html

※上記資料は随時更新されていきます。各資料の最新版は、上記リンクのホームページより逐次入手してください。

本運用ガイドは、建材・住宅設備ではカタログ等での製品選定と受発注と多段階の流通形態、メーカー・流通共に納品書等には「木材等」以外の製品(無機系製品、金属製品など)も記載されることを考慮し、メーカー起点でサプライチェーン全体で合理的な合法性情報が提供できるよう策定しました。この運用により、消費者や建築事業者、流通販売事業者が木材等の合法性を確かめて、製品の選定を行うことができるようになります。

合法伐採木材等の利用促進は、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展に繋がります。木材調達においては、合法性が確認された木材等を積極的に取り扱うように努めてください。

1. 「木材等」の定義から除かれるもの

クリーンウッド法第13条では第2種木材関連事業者に対して「木材等」に該当する製品について、「合法性確認木材等であるか否か」を商品を譲渡した木材関連事業者へ情報伝達することを求めています。どの製品が「木材等」に該当するかについては主務省が公表したガイドラインに基づいて判断してください。

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン（経済産業省 林野庁 国土交通省）

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/pdf/guideline.pdf

※本ガイドラインの制定により、従来のガイドラインから2点変更点がありますので、ご注意ください。

- 1) 対象物品として「戸及びその枠」が追加
- 2) 「主として木材を使用したもの（木材部分が重量比50%以上）」の考え方の撤廃に伴い、「主な部材」に木材を使用した場合は、全てクリーンウッド法の対象になります。

※P.4～「対象物品の解釈と具体例 2. 家具・紙等の対象物品について(5)(6)」に「木材等」の定義から除かれるものが整理されています。

※ 定義から除かれる製品の資材としてクリーンウッド法の「木材」を調達する際は、合法性確認情報を受け取っても記録・保存の必要はありません。

※ 定義から除かれる製品はクリーンウッド法第13条に基づく「合法性確認木材等か否かを伝達」することは不要です。

※ 定義から除かれる製品の譲渡しとは別に、木材調達方針等に、「木材を譲受ける場合に当該木材について合法性確認木材を選んでいる」旨を記述いただき、その内容を取引先に説明することを妨げるものではありません。

お取引先（販売事業者様、建築事業者様）へ「家具の定義から除かれるもの」「建材・建具の定義から除かれるもの」に記載された商品に関しては、「木材等」に該当しないため、クリーンウッド法に基づく合法性確認の情報の提供は行わないことをご説明ください。

2. 譲渡時の情報提供(書面等の提供)に記載する合法性確認に関する表記の例

第2種木材関連事業者は資材として仕入れる「木材等」の合法性確認について、仕入れ先の事業者より「合法性確認木材であるか否か」の情報を受け取ります。加工後に「木材等」として販売する製品について、カタログ・ホームページ等に合法性確認に関する表記を行う場合は下の表現を参考にしてください。

Aの表記のみでは意味が伝わらないので、カタログ・ホームページ等には、Bを参考に説明を少なくとも1箇所に掲載するようにしてください。

製品	A.合法性に関する表記	B.説明の例
木材等	クリーンウッド法 合法性確認済	・クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当し、法令に基づく「合法性確認木材等」である確認ができた製品です。 ※登録、認証又は認定を受けている場合は、それぞれの制度の名称・登録番号を記載する。
	合法性確認木材等でない木材等を含む	・クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当していますが、一部に合法性確認木材等でない木材等が含まれている製品です。
	情報無し	・クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当していますが、法令に基づく「合法性確認木材等」の情報を得られていない木材等を用いた製品です。
木材等に該当しない 対象外製品	対象外	・クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当しない製品です。

注意: 第1種木材関連事業者から「木材等」に該当する製品を調達する場合は、必ず合法性確認に関する情報が伝達されますが、第2種事業者からの調達では、情報が伝達されない場合があります。その場合は、情報伝達を催促する等、情報を入手するよう取り組んでください。それでも一部またはすべての情報が得られない場合は「合法性確認木材でない木材を含む」または「情報なし」と記載し、「クリーンウッド法の『木材等』」に該当するが、合法性に関する確認情報が一部またはすべて得られていない製品であることを併せて記載してください。

【表記例】

製品	仕様	合法性確認情報	登録等
家具(椅子、机、棚、 収納用じゅう器など) 戸	主な部材に木材を使用	クリーンウッド法合法性確認済	※登録、認証又は認定を受けている場合は、それぞれの制度の名称・登録番号を記載する。
		合法性確認木材等でない木材等を含む 又は 情報無し	—
	部品のみ木材を使用	対象外	—
フローリング 戸の枠	基材が木材(合板、OSB、 挽き板など)	クリーンウッド法合法性確認済	※登録、認証又は認定を受けている場合は、それぞれの制度の名称・登録番号を記載する。
		合法性確認木材等でない木材等を含む 又は 情報無し	—
	基材がPB、MDF、金属等	対象外	—

※「主な部材」「部品」は前頁の「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン(経済産業省 林野庁 国土交通省)をご覧ください。

3. 納品書の補足としてカタログ・ホームページ等を用いた合法性確認の情報提供

建材・住宅設備の納品書等には「木材等」以外の製品も記載されている場合や、「合法性確認木材等か否か等の情報」を印字するスペースを確保できない場合があります。合法性確認に関する情報をカタログ・ホームページ等に掲示することで、個別の取引については品番等を用いて書類等を照合することで行えます。お取引先が確実にカタログやホームページに到達できるよう、書面など(PDF資料や説明の掲載されたURLのメールでの送付も含みます)によって十分な説明を行ってください。

※合法性に関する情報を記載したカタログ・ホームページ等は、当該製品の販売終了から5年間保管または公開を行ってください。

■ 製品に関する合法性情報(カタログの例)

The image shows a product catalog page for 'フロレスティア JM/JA'. A red box highlights the product name 'フロレスティア JM/JA'. Two callout boxes point to specific areas: one points to the product name and another points to a section titled 'カタログのご利用の仕方' (How to use the catalog), which contains various certification logos and information. The page also features images of the product and detailed specifications.

■ 「木材等」該当製品を一覧表にまとめた例(ホームページ等に掲載する場合)

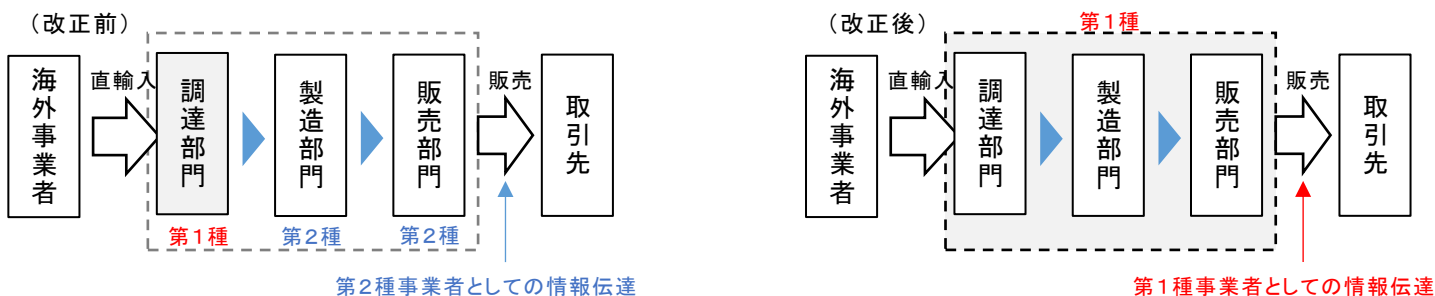
木材等	製品名称等	グリーンウッド法 合法性確認済	登録等
棚	シェルフセット	○	第二種登録木材関連事業者 〇〇〇〇
収納用 じゅう器	玄関収納〇〇シリーズ△△タイプ (品番ABCで始まるもの)	○	—
フローリ ング	床材 Aシリーズ (品番DEF-〇〇)	○	第二種登録木材関連事業者 〇〇〇〇
戸	内装ドア 〇〇シリーズ	○	—

■ 第2種事業者同士の情報伝達でも、取引先から合法性確認木材等か否かに関する情報が伝達されない際に、より川上の木材関連事業者に対して合法性確認木材等か否かに関する情報のリクエストをする場合には、カタログ・ホームページ等を用いた間接的な方法での確認は可能です。(平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号 木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(令和7年4月施行)第3条第2号)

■ 建材・住宅設備メーカーが第1種木材関連事業者となるケース

建材・住宅設備メーカーにおいて、社内の一連の事業として、調達部門が第1種事業者として木材等を購入し、製造・販売部門に提供し、販売部門から他の木材関連事業者へ提供する場合、改正前はそれぞれの部門で第1種、第2種事業を行う者として合法性確認に関する措置を行っていました。

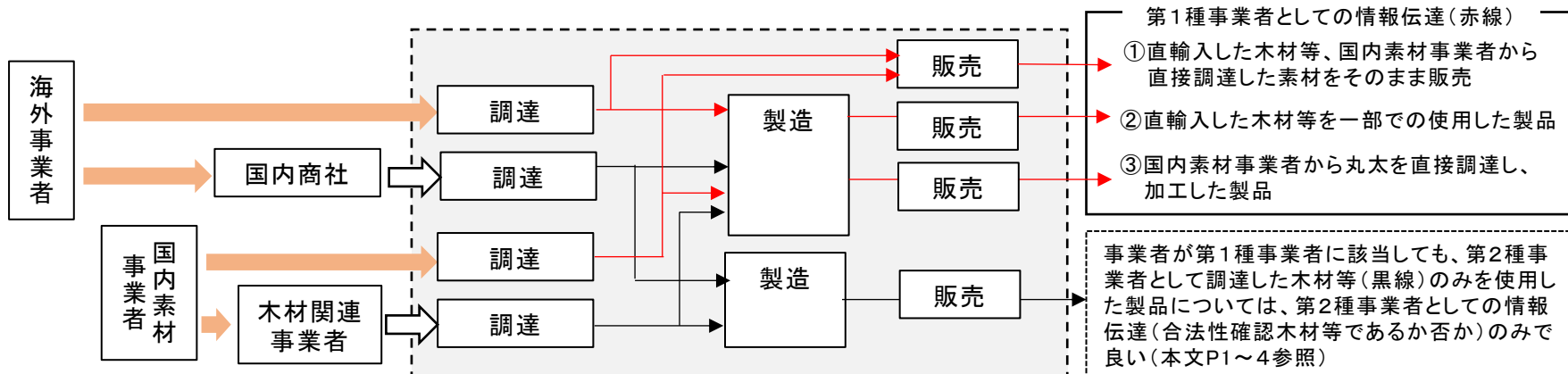
改正後は法第6～8条により調達から販売までの一連の事業が第1種事業と位置付けられるため、販売部門から他の木材関連事業者へ木材等の譲渡しを行う場合に、法第8条の情報伝達の義務を履行することとなります。例えば、下図のように、社内の調達部門が海外から木材等を直輸入して、建材・住宅設備に加工し、販売する場合、改正前は各部門で第1、2種の区分がされていましたが、改正後は会社全体が第1種事業者として位置づけられます。



■ 建材・住宅設備メーカーが第1種事業者の立場で情報伝達をする必要がある製品

第1種木材関連事業者は、資材として仕入れる「木材等」について、原材料情報を収集し、合法性確認を行う義務があります。また、譲渡先事業者に対して、「原材料情報の収集結果」と「合法性確認木材であるか否か」の情報を伝達する必要があります。

一方で、第2種木材関連事業者として譲り受けた木材等については、原材料情報に関する情報を伝達する必要はなく、合法性確認情報のみを伝達してください。



補足資料2. 譲渡時の情報伝達(書面等の提供)に記載する原材料情報と合法性確認に関する表記の例

補足資料1.において、第1種木材関連事業者の立場で情報伝達をする際には、運用ガイド本文P3に示す「合法性確認木材であるか否か」に加えて、「原材料情報の収集結果」を伝達する必要があります。原材料情報を収集し、合法性確認を行う義務が生じる製品について、カタログ・ホームページ等に原材料情報に関する表記を行う場合は、以下の表現を参考にしてください。

■原材料情報の収集結果の伝達について（参照：クリーンウッドナビ＞クリーンウッド法に関するQ&A、手引き、パンフレット、用語解説＞運用説明資料）

クリーンウッド法第8条では、第1種木材関連事業者は、「原材料情報の収集結果に関する情報」を伝達する必要があります。

製品	A.原材料情報の収集結果の表記	B. 合法性確認の結果の表記
第1種木材関連事業者の立場で譲受けた木材等 ① 素材生産販売事業者から購入した素材(丸太等) ② 海外の輸出事業者から国内で最初に譲り受けた木材等	原材料情報を全て収集済	収集した原材料情報及び関連情報に基づき、合法性確認木材等であることを確認
	収集等できなかった原材料情報がある (証明書がない等) ※注1)	収集した原材料情報及び関連情報に基づき、総合的に合法性確認木材等である蓋然性が高いことを確認 合法性確認木材等でない
対象外製品 ① 第2種木材事業者の立場で譲受けた木材等 ② クリーンウッド法の対象外物品を製造する場合 ③ 消費者の立場で譲受けた木材等 ④ 消費者等に譲渡す木材等 ※注2)	(原材料情報の収集の伝達義務なし)	—

注1)：収集等ができなかった原材料情報がある場合、「当該情報を収集できなかった」結果をもって第1種木材事業者としての義務は履行されたこととなりますが、収集できなかった原材料情報の具体的内容(例えば、「証明書がない」)を記入する必要があります。

注2)：消費者等に木材等を譲渡す場合、情報伝達は努力義務となりますが、原材料情報の収集、合法性の確認、記録の作成・保存の義務は生じます。

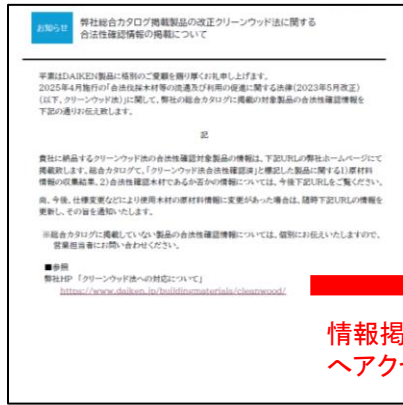
建材・住宅設備の納品書等には「木材等」以外の製品も記載されている場合や、「原材料情報の収集結果」や「合法性確認木材等か否か等の情報」を印字するスペースを確保できない場合があります。その場合は、第1種木材関連事業者が合法性確認に関する情報をカタログ・ホームページ等に掲示し、更に当該URLを伝達することで、製品を譲り受ける第2種木材事業者は個別取引について品番等を用いて書類等を照合できるように対応してください。その際には、お取引先が確実にカタログやホームページに到達できるよう、書面など(PDF資料などの電子データや関連情報が掲載されたURLのメールでの送付も含みます)によって十分な情報伝達・説明を行ってください。

※合法性に関する情報を記載したカタログ・ホームページ等は、当該製品の販売終了から5年間保管または公開を行ってください。

■ カタログ・ホームページを用いた情報伝達の例

お客様向け通知

社外向けホームページ



情報掲載ページ
へアクセス



対象製品一覧表にアクセス

「木材等」該当製品一覧表

木材等	製品名称等	原材料情報収集結果	クリーンウッド法合法性確認済	登録等
棚	シェルフセット	全て収集済	○	第1種登録木材関連事業者 ○○○○
収納用じゅう器	玄関収納○○シリーズ△△タイプ (品番ABCで始まるもの)	対象外	○	—
フローリング	床材 Aシリーズ (品番DEF-○○)	全て収集済	○	第1種登録木材関連事業者 ○○○○
戸	内装ドア ○○シリーズ	対象外	○	—

品名等での
製品の特定・紐付

合法性情報

製品カタログ



補足資料4. 取引先への情報伝達

第1種木材関連事業者は、電子メールや書面での送付、若しくは製品梱包、納品書への書面の同梱などにより、「原材料情報の収集結果」と「合法性確認木材等であるか否か」の情報を、取引先に直接伝える必要があります。以下の文例を参考してください。

文面の例（カタログ品等のHP等で情報を公開している場合）

〇〇（株）様

平素は弊社製品に格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

2025年4月施行の「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（2023年5月改正）（以下、クリーンウッド法）」に関して、弊社の総合カタログに掲載の対象製品の合法性確認情報を下記の通りお伝え致します。

記

記載事項①

貴社に納品するクリーンウッド法の合法性確認対象製品の情報は、下記URLの弊社ホームページにて掲載致します。総合カタログにて、「クリーンウッド法合法性確認済」と標記した製品に関する1) 原材料情報の収集結果、2) 合法性確認木材であるか否かの情報については、今後下記URLをご覧ください。

弊社HP 「クリーンウッド法への対応について」
<https://www.△△△.co.jp/>・・・

尚、今後、仕様変更などにより使用木材の原材料情報に変更があった場合は、随時下記URLの情報を更新し、その旨を通知いたします。

記載事項②

■通知に記載すべき事項

- ① 第1種事業者として伝達すべき情報である「原材料情報の収集結果」と「合法性確認木材であるか否か」をどのような方法で確認できるかを明記してください。

- ・ 情報を掲載したHPのURL、二次元コードを記載する
- ・ 伝達するメールや書面に取引製品ごとの原材料情報や合法性確認情報を記載

※各社に事情に合った方法を選択してください

- ② 上記の情報をどのような頻度、タイミングで更新し、更新した際にどう通知するのかを明記してください

★通知するタイミング

HP等の情報が更新されたとき

例)・資材である木材等の仕様変更

・新製品発売時

・定期的な取引であれば、年1回程度の頻度で取引先にお知らせしてください

※相対品等のHPで情報を公開していない場合

取引製品について下のような方法で個別に伝達してください。

- ・ 取引先に伝達するメールや書面に取引製品ごとの原材料情報や合法性確認情報を記載
- ・ 納入仕様書等に、原材料情報や合法性確認情報を記載